令和９年度

予 算 編 成 方 針

令和８年 10 月

沖　　縄　　県

令和９年度予算編成方針

令和８年 10 月　沖 縄 県

Ⅰ　予算編成の基本的考え方

令和９年度は、「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」（以下、「新・基本計画」という。）の後半５年がスタートする重要な年であり、県民誰もが明日に希望を持てる社会の実現に向けて、沖縄振興を次なるステージへと加速させることが強く求められている。

令和９年度に予定している「第８回世界のウチナーンチュ大会」については、本県の貴重な人的財産である世界各国のウチナーンチュが５年に一度沖縄に集い、自らのルーツやアイデンティティーを確認し、県民との交流を通じて、ウチナーネットワークを次世代へ継承・発展させる重要な契機となることから、沖縄独自のソフトパワーの魅力を世界へ発信するイベントや、人的交流と経済施策を連動させた取組など、各種取組を庁内横断的に行う。

あわせて、令和８年度の首里城正殿の完成を契機として、首里城に象徴される沖縄の歴史・文化をはじめとした沖縄の魅力の積極的な発信に取り組む。

沖縄経済は、旺盛な観光需要を背景に拡大基調にあるものの、人手不足や中東情勢の影響も相まった物価高が続いている。県民の暮らしや事業活動を守るため、迅速かつきめ細かな支援を確実に実施していく必要がある。

また、県民が手取りの増加を実感できるよう、県民所得の向上を加速させ、経済成長を力強いものとするため、新５Ｋ経済（観光、健康、環境、海洋、起業）の促進や地域未来戦略に基づく産業クラスターの形成をはじめ、企業の DX 促進等による「稼ぐ力」の強化、賃上げ支援などの各種施策を強力に推進し、本県の独自性や優位性を生かした強くしなやかな自立型経済の構築に取り組んでいく。

さらに、「GW2050 PROJECTS」については、本県の発展可能性を存分に引き出し、効果的な取組となるよう、県と経済界が密に連携し、それぞれの役割のもと、取組を着実に進める。

令和９年度予算は沖縄を前に進めるための「沖縄をまもる」「沖縄をひらく」「沖縄をつなぐ」の３つの柱を通し、県民が暮らしや経済の改善を実感できるよう、３つの「ふやす」目標の達成に向けた初めての当初予算編成となる。

このため、「新・基本計画」を着実に推進し、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、国等の各種制度や基金、県債など多様な財源の積極的な活用、一つひとつの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドの更なる徹底により、限られた財源を重点的に配分することとする。

その際、有識者、関係団体及び県議会各会派からの意見など、情報収集等に努めるとともに、事業の必要性・緊急性・発現効果等を充分検討することとする。

１　「令和９年度重点テーマ」に沿った施策の推進

県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプトである「令和９年度重点テーマ」（令和８年 10 月 16 日沖縄県知事決定）に沿った施策を重点的に推進することとする。

⑴　多様な産業の発展と「人」が輝く強い沖縄経済の実現
⑵　沖縄移動革命と地域が輝く島の実現
⑶　日本一子育てにやさしい健康長寿の島の実現
⑷　安全安心に暮らせる島の実現
⑸　豊かな自然と文化を大切にする平和な島の実現

２　３つの「ふやす」目標の達成に向けた施策の展開

県民が暮らしや経済の改善を実感できるよう、「手取りを、２倍にふやす」「子育て支援を、２倍にふやす」「観光消費を、２倍にふやす」の３つの「ふやす」目標の達成に向けた施策を重点的に推進・展開することとする。

３　多様な財源の積極的な活用による施策の推進

⑴　将来を見据えた投資や世代間負担の平準化に寄与する施策の推進に当たっては、国等の各種制度、基金や県債など、多様な財源を積極的に活用することとする。

⑵ 宿泊税を活用した事業については、税の導入目的に沿って、持続可能な観光地の形成に資する各種事業への適切な充当を図り、効果的に実施することとする。

４　「沖縄県ＰＤＣＡ」等の反映

「沖縄県ＰＤＣＡ」を活用した点検・評価及び沖縄振興一括交付金事業の評価の検証結果等を適切に反映させ、施策・事業の効果的・効率的な推進を図ることとする。

５　「次期行財政運営プログラム（仮称）」の推進

令和８年度に策定予定の「次期行財政運営プログラム（仮称）」（以下「次期行財政運営プログラム」という。）を着実に推進することとする。

このため、「未来に向けた行財政運営のアップグレード～変化に的確に対応できる、持続可能な適応力の高い行財政運営の実現～」の基本理念のもと、「職員・組織」、「DX」、「財政基盤」の３つの要素に着目した取組を発展・進化させ、将来にわたり行政サービスを安定的に提供できる持続可能かつ適応力の高い行財政運営の実現を目指すこととする。

Ⅱ　経費区分の設定と要求基準

令和９年度予算は、以下に設定する経費区分と要求基準を踏まえて編成するものとする。

１　義務的経費（Ａ経費）

⑴　人件費
⑵　公債費
⑶　扶助費
⑷　内閣府沖縄担当部局一括計上事業（沖縄振興一括交付金事業を除く。）
⑸　各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。
ただし、⑷及び⑸については、国の令和９年度概算要求額に見合う額とすること。

２　義務的経費（Ｂ経費）

⑴　義務事業（Ｂ－１経費）

ア　対象者（対象事業）及び事業量が法令等で明定されている事業
イ　債務負担行為に基づく利子補給や指定管理料、県税関係市町村交付金、地方職員共済組合負担金、地方独立行政法人法に基づく一般運営費交付金等

年間所要額を要求すること。
ただし、旅費、需用費等の事務経費に係る一般財源の額については、原則、事業ごとの令和８年度当初予算における一般財源額から当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内で要求すること。

⑵　義務的事業（Ｂ－２経費）

ア　対象者（対象事業）が法令等で明定されているが、事業量については、自治体の裁量とされている事業
イ　医療審査会経費、判定委員会運営経費、実施指導経費、法令等に規定されている感染症対策経費

年間所要額を要求すること。
ただし、各事業に係る一般財源の額については、原則、令和８年度当初予算における一般財源額から当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内で要求すること。

なお、法令等に規定されている感染症対策経費については、所要額を要求すること。

3　政策的経費（C・D経費）

⑴　政策的事業（C経費）

政策的な判断要素が特に強い経費を含む概ね次に掲げる事業（沖縄振興一括交付金事業を除く。）

ア　県政の基本方針に関わる重要事業

イ　「令和９年度重点テーマ」に沿った事業

ウ　投資的事業（補助、単独及び災害復旧事業）

エ　政策的判断を要するものとされる委託料、負担金、補助金、交付金、積立金、繰出金及び貸付金を含む事業

オ　柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開及び持続可能な適応力の高い行財政運営の実現のための事業

カ　地域未来交付金その他の各省庁計上補助金を活用した事業

ア～オに該当する事業については、部局ごとの令和８年度当初予算におけるＣ経費一般財源の総額から、当該年度限りの経費等を加減算した額（以下「Ｃ経費枠配分額」という。）の範囲内において、各部局の主体性と責任の下、事業の選択を行い、経費を配分の上、要求すること。

カのうち、地域未来交付金に該当する事業の要求に当たっては、企画部との調整結果を踏まえること。

なお、「沖縄県ＰＤＣＡ」の結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直し・改善を行うとともに、過年度において令和８年度に終期設定の調整がなされている事業については、要求を認めないので留意すること。

（注）「当該年度限りの経費等」には、以下の経費を含む。

① 県有施設整備基金等充当額
② 災害復旧費
③ 予備費
④ 県単融資事業費
⑤ 特別会計繰出事業費
⑥ 過年度において全体事業費が調整され進行している県単プロジェクト等

②の経費については令和８年度当初予算における一般財源額を要求すること。⑥の経費については原則、過年度において調整された額を上限として要求することとするが、現下の厳しい財政状況を踏まえ、事業規模及び事業期間を見直した上で、要求すること。

⑵　沖縄振興一括交付金事業（D経費）

沖縄振興一括交付金事業の繰越や不用の縮減に取り組むとともに、各部局の主体性と責任の下、真に必要な事業を精査し、各事業の執行状況等を勘案の上、年間所要額を特に慎重に見積もること。

ア　沖縄振興特別推進交付金事業（Ｄ－１経費）

沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成 24 年４月 19 日府政沖第 149 号）に基づく事業

要求に当たっては、「沖縄県ＰＤＣＡ」及び令和７年度事業の事後評価の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しや改善を行うこと。

また、成果目標については、事業の見直し・改善を適切に行う観点から、事業内容を考慮の上、原則、定量的なアウトカム指標（後年度に効果が発現する事業については後年度のアウトカム指標）を設定すること。

以上を踏まえ、下記のとおり要求すること。

(ｱ) 負担的事業等

別途提示する対象事業については、事前に精査した年間所要額を要求すること。

(ｲ) 新規事業及び箇所新規事業

所要額を要求すること。

※年末の政府予算案の決定状況等を踏まえ、要求上限額を設定するため留意すること

(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外の事業

所要額を要求すること。

※年末の政府予算案の決定状況等を踏まえ、要求上限額を設定するため留意すること

イ　沖縄振興公共投資交付金事業（Ｄ－２経費）

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成 24 年４月６日府沖振第 148 号、警察庁甲官発第 136 号、総官企第 161 号、24 文科施第９号、厚生労働省発会 0406 第４号、23 地第 483 号、平成 24・03・28 財地第１号、国官会第 3338 号、環境会発第 120406012 号）に基づく事業

要求に当たっては、「沖縄県ＰＤＣＡ」及び令和７年度事業の事後評価の結果等を踏まえるとともに、各事業の進捗状況、執行状況等を勘案の上、必要に応じて見直しや改善を行うこと。

所要額を要求すること。

※年末の政府予算案の決定状況等を踏まえ、要求上限額を設定するため留意すること

４　標準的経費（Ｅ経費）

庁舎等の維持管理や課・室・所の運営費等に要する事業及び他の事業（経費）に区分されない事業

⑴　経常的管理運営事業
⑵　一般的行政事業
⑶　標準的事業
　庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、指定管理施設を除く県管理施設の運営費、今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室・所の運営費等の標準的事業等

　部局ごとの令和８年度当初予算におけるＥ経費一般財源の総額から当該年度限りの経費等を加減算した額（以下「Ｅ経費枠配分額」という。）の範囲内において、各部局の主体性と責任の下、事業の選択を行い、経費を配分の上、要求すること。
　また、少額の事業については、類似の事業との統合を積極的に行うこと。

５　債務負担行為

　債務負担行為については、後年度の過度な財政負担とならないよう留意し、事業内容、規模、年割額等を十分精査した上で要求すること。

６　新規事業等について

　新規事業及び箇所新規事業については、新規事業等に係る協議結果を踏まえ、真に必要不可欠なものに限り、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを行い、要求すること。
　なお、要求に当たっては、以下に留意すること。

⑴　Ａ経費、Ｂ－１経費及びＢ－２経費については、事業規模等を十分精査した上で、年間所要額を要求すること。

⑵　①　Ｃ経費枠配分額に係る経費については、３⑴に基づき要求すること。
　②　Ｃ経費枠配分額以外の経費（新規事業等に係る協議において、一件査定とした事業を除く。）については、別途、部局毎に提示する要求上限額の範囲内で要求すること。（国の補助事業に係る地方負担を含む。）
　③　新規事業等に係る協議において、一件査定とした事業については、⑴に準じて要求すること。
　④　若手職員をはじめとする職員の自由で独創的な発想を反映させる「政策提案トライ＆チャレンジ」事業については、担当部局が検討した結果、当該取組を事業化する整理をしたものについて、⑴に準じて要求すること。

⑶　Ｄ－１経費及びＤ－２経費については、３⑵に基づき要求すること。

⑷　①　Ｅ経費枠配分額に係る経費については、４に基づき要求すること。
　②　Ｅ経費枠配分額以外の経費（新規事業等に係る協議において、一件査定とした事業を除く。）については、別途、部局毎に提示する要求上限額の範囲内で要求すること。

③　新規事業等に係る協議において、一件査定とした事業については、⑴に準じて要求すること。

⑸　新規事業等に係る協議後に生じた特段の事情により対応が必要な事業については、必要性を考慮した上で、⑴に準じて要求すること。
　また、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応する必要がある事業等については、知事・副知事の了解を得た上で、⑴に準じて要求すること。

⑹　個々の事業については、定量的な成果指標を含む事業計画を策定するとともに、必ず終期を設定すること。
　また、部局横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等の整合を図るため、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。

⑺　市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、その実施に支障が生じないよう事前に十分に調整すること。
　また、県と市町村等との役割分担を踏まえた適正な負担割合を設定するとともに、上乗せ補助は行わないこと。

7　新たな自主財源について

県有施設・印刷物等の広告収入、施設命名権（ネーミング・ライツ）など、新たに自主財源を確保した場合は、その一部又は全部を当該事務の効率化や施設のサービスの維持・向上に資する事業の特定財源として充当できるものとする。

Ⅲ　特別会計等に関する事項

特別会計については、独立採算の原則の堅持に努め、安易に財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することがないよう、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底すること。

所要経費は、一般会計で設定された経費区分ごとの要求基準に準じて見積もること。

特別会計における繰越金については、過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰り出すこと。

また、公営企業会計への繰出金については、一般会計との経費負担区分の明確化を図るため総務省の繰出基準を基に見積もるとともに、当該基準に基づかない場合は、公営企業の経営健全化に向けた収入の確保や徹底した経費抑制策などの十分な経営努力の実施を求めた上で、独立採算の原則を踏まえ見積もること。

なお、特別会計及び企業会計の経営状況の悪化は県財政全体に重大な影響を及ぼすことから、各所管部局は、その経営に責任を持って慎重に対応すること。

Ⅳ　要求に当たっての留意事項

要求に当たっては、以下の点に留意し、年間を通じた歳入･歳出の所要額を正確に見積もること。

１　歳出

県の果たすべき役割や経費負担のあり方等について改めて検証し、制度の改正を含めた事業の徹底した見直しを行うこと。特に、３年以上経過した政策的事業については事業評価を行い、廃止を含めた見直しを行うこと。

また、Ｗｅｂ会議等ＩＣＴの積極的な活用を図ること。

⑴　事務経費の節減・合理化

旅費、需用費、庁舎等の維持管理に係る委託料等の事務経費については、仕様、回数、規模の見直し等により、更なる節減・合理化に努めること。

なお、旅費（費用弁償を除く）については、出張の目的、効果等を精査の上、必要最小限の人数とし、別途提示する各部局の要求上限額の範囲内で、年間所要額を要求すること。また、ＩＣＴの活用や実施内容・規模を含め、実施の方法について慎重に検討すること。

⑵　県単補助金等の検証

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化や補助目的の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等について常に検証し最適化を図ること。

「次期行財政運営プログラム」において位置づける県単補助金等の検証内容を着実に反映すること。

新規の補助金を設ける場合は、これに見合う既存の補助金の見直し等を行うとともに、補助対象経費や補助率等を十分検討の上、必ず終期を設定すること。

⑶　外部委託の活用

外部委託の活用に当たっては、高度または専門的な知識・技能を必要とし、県で直接実施することが困難であること、又は、事業の効率化やコスト縮減など合理的な理由があることを前提として、県民サービスの維持・向上等が図られるよう留意すること。

特に、調査業務に係る外部委託については、過去に実施された調査の範囲や内容等を十分に確認の上、調査の目的、必要性、効果等を精査するとともに、県と委託事業者等との適切な役割分担についても十分に検討すること。

なお、外部委託に係る経費については、人工数の精査等により節減・合理化に努めること。

⑷　公共施設の整備及び維持管理

ア　新たな施設の整備に当たっては、当該施設の必要性、緊急性、事業効果の

観点からだけでなく、必要な機能、規模、施設管理のあり方、維持管理経費などの観点からも十分に検討することとし、関係機関との調整を行うこと。

イ　施設の整備に当たっては、計画及び設計等の各段階において、事業費の充分な縮減を図るとともに、整備後の修繕や維持管理経費の縮減策等も合わせて検討すること。

ウ　老朽化した施設の整備については、優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、「沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定要領（平成 30 年３月 29 日総管第 1787 号）」を踏まえて策定した個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）に基づき、他の施設との統廃合や施設総量の適正化について検討を行うなど、効率的な事業の推進に努めること。

　また、建替については、年次計画的に整備がなされている施設（県営住宅、学校、交通安全施設等）を除いて、「老朽化した県有施設の整備について（平成 29 年 10 月 30 日総財第 549 号）」に掲げた施設の中から適宜整備していくこととする。

エ　その他既存の施設についても、個別施設計画を踏まえ、計画的・効率的な維持・修繕による施設の機能維持と長寿命化を図ること。

⑸　各種イベント等の積極的見直し

　イベント等の開催については、文化活動の支援など、多様で豊かな沖縄文化を守り、育む視点も踏まえ、効率的・効果的なものとなるよう、これまでの事例にとらわれることなく事業内容を検討するとともに、併せて節減・合理化を図ること。

⑹　市町村等との機能分担、負担区分の明確化

ア　地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にすること。

イ　市町村への権限移譲については、「市町村への権限移譲推進指針」に基づき、積極的に市町村への事務移譲を進めること。

　また、同指針以外にも市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、移譲を積極的に推進すること。

ウ　補助事業による県費の上乗せ補助については、市町村等の主体性の確保等を図る観点から、常に検証し必要に応じて見直しを行うこと。

⑺　公社等各種団体に対する支援の見直し

　県が出資、補助又は貸付等の財政的支援を行っている公社等各種団体に対しては、「公社等の指導監督要領」、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」等を踏まえ、県関与の必要性や財政支援のあり方を十分検討し、事業の整理・縮小・合理化などを図ること。

⑻　事務事業への適切な特定財源の充当

使用料及び手数料、財産収入等については、沖縄県県有施設整備基金条例等に基づき、適切に対応するほか、当該歳入の原因となる事務事業に充当すること。

ただし、建物や機器設備等の使用料収入については、事務事業に優先して、当該建物等の整備に活用した県債の償還や、指定管理料に充当することを原則とすること。

なお、特定財源については、収入見込額を的確に計上することとし、特定財源の減少が見込まれる場合は、充当事業費を削減するなど適切に対応すること。

⑼　国の施策や制度等の積極的な活用

限られた財源の中で、様々な取組を推進するため、各部局においては、国の施策や制度を、時機を逸することなく最大限活用することができるよう、沖縄振興予算のみならず関係省庁の予算編成の動向を注視し、的確に予算要求に反映すること。

⑽　物価高への対応

昨今の物価高を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を踏まえた適正な価格による契約締結のために必要な所要額を見積もること。

2　歳入

国の予算編成、経済見通し、地方財政計画等あらゆる資料に基づき的確に財源を捕捉し、経済情勢に即応して収入を算定するほか、新たな財源の積極的な確保に努めること。

⑴　県税

経済情勢の推移や税制改正、地方財政計画の動向等に留意しつつ、徴収対策を強化し、徴収率の向上に努めるとともに、これまでの実績も踏まえ、的確に計上すること。

⑵　地方交付税

国の動向を見極めつつ、地方財政計画等を踏まえ、的確に計上すること。

⑶　県債

「次期行財政運営プログラム」に掲げる目標を踏まえつつ、後年度の財政負担に十分配慮しながら、事業実施の必要性、適債性等を勘案し、当該事業の財源として適切に計上すること。

また、国の動向を注視し、より地方財政措置のある有利な事業債を選択すること。特に、期間の定められた、緊急浚渫事業等の事業債については、積極的に活用すること。

⑷　国庫支出金

国庫補助負担金の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意し、的確に計上すること。その際、国庫補助事業等の必要性、緊急性、課題等を適切に判断すること。

また、対象事業の拡大や交付要件の変更等については、国の動向を踏まえ、適切に対応すること。

⑸　未収金の解消

県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、「次期行財政運営プログラム」に掲げる、県税の収入率向上のための徴収対策等の実施、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（令和４年３月改正）」及び「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（令和４年３月）」等に基づく適切な債権管理により解消に努めること。

また、債権の回収に当たって、サービサーに委託している場合においては、少なくとも年に１度は債務者等の状況を確認し、回収可能性等の観点から、委託対象債権を十分に検討すること。

⑹　使用料及び手数料の見直し

行政サービスの提供に要する経費をまかなえるよう「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」の観点からの見直しを踏まえて計上すること。

また、これまで使用料や手数料を徴収していない特定の受益者に対する行政サービスについても、その内容や性質等の把握に努め、使用料や手数料の徴収の検討を踏まえて計上すること。

⑺　未利用県有財産の有効活用

「未利用財産管理処分にかかる方針（令和３年 11 月９日総務部長決裁）」に基づき、未利用財産の有効活用を図ること。

⑻　新たな自主財源の確保

法定外税（新税）の創設、超過課税の実施、県有施設・印刷物等の広告収入、施設命名権（ネーミング・ライツ）の導入、地方創生応援税（企業版ふるさと納税）の活用及びクラウドファンディングの実施など、自主財源の確保に努めること。

３　その他

見積もりに当たっては、本方針のほか、別途通知する「令和９年度予算見積基準表」によること。

なお、年度中途の補正は、災害の発生や制度改正等、当初予算編成時に予見できない真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

また、他の部・課と関連する課題への対応については、緊密に連携し、事業の効果的・効率的な推進が図られるよう十分調整の上、要求すること。